

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月2日(水)午前9時30分から午前10時52分

2. 開催場所 役場2階 第7・8会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
農業委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 非農地の承認について

議案第6号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季 役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

おはようございます。いよいよこの委員の皆様での総会が最終日、最後の総会ということになります。大変ありがとうございました。

それでは、開会を新村職務代理よろしく願いいたします。

(開会)

<新村職務代理>

どうも皆さん、おはようございます。本当に3月に入りましたら、急に暖かくなりまして、また何かとお忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。先ほど課長が申したとおりに、今日で最後ということでありませうけれども、今日もぜひよろしく願いします。大変どうもご苦勞様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

4番の原委員さんと5番の小澤委員さん、よろしく願いします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～7番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

長野市吉田…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字横川字一ノ瀬…番、地目は田、面積1057㎡を、

大字横川…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲受人のBさんは、担い手として近隣で耕作をされており、譲渡人のAさんが町外にお住まいで耕作の予定がないことから、申請地を取得し、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は113アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<一ノ瀬委員>

この件に関しましては、Aさんは今回ご自宅を売却、それに伴う農業用地の売却ということでございます。この既存の田んぼについては、Cが今までそばを耕作しておりましたが、それをやめて、担い手であるBさんが耕作をしていただけるということで、当日、12月でございますが、私、根橋推進委員、不動産のDさんともうお一人の方4名で確認いたしまして、杭等全て問題ないと思いますので、これは許可要件を満たしているよろしいかと思っておりますので、ご審議よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富^{だいでうえ}字大道上…番…、地目は畑、面積144㎡を、

東京都江戸川区東葛西^{ひがしかさい}…丁目…番…号にお住まいのFさんが取得するものです。

こちらは、令和2年3月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のFさんより「5年以上継

「継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は1アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

報告いたします。この件につきまして、今事務局からも説明がありましたが、令和2年3月に空き家バンクの申請の際、福島会長、私と事務局で現地を確認しております。地図を見てお分かりのとおり、本当にわずかな1aほどの畑となっております。右側に、今空き家で実際には家が建っています。この畑の北側には水路があり、また東側は境のコンクリートの法面があるということで、特に問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番と4番は譲受人が一緒でありますので、合わせてご説明いたします。

3番4番ともに所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富字原田…番、地目は田、面積1146㎡と、

長野市上野…丁目…番地にお住まいのHさんが所有いたします、

大字伊那富字原田…番、地目は田、面積1350㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのIさんが取得するものです。

譲受人のIさんは、近隣に耕作地があり、申請地を取得し、農業経営の拡充をしたいということであります。

農地取得後の農業経営面積は66アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

2月16日に小澤委員と確認しております。この地籍は耕地整理された区画がしっかりした地籍であります。大型機械の搬入路等もしっかり確保されているということで、当然境界もしっかりしておりますし、特に問題はないものと思われま。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

愛知県小牧市古雅^{こが}…丁目…番地…にお住まいのJさんが所有いたします、

大字上島字中ノ海…番…、地目は田、面積841㎡および、

大字上島字中ノ海…番…、地目は田、面積706㎡を、

大字辰野…番地にお住まいのKさんが譲り受けるものです。

譲渡人のJさんは町外にお住まいで耕作の予定がないことから、以前から申請地を耕作管理していたKさんが無償で譲り受け、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は178アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

2月16日に行政書士のLさん、原委員と私の3名で現地にて立ち会いました。現地は、4ページを見て分かると思いますけれど、(場所の説明)のある側で、16日の日は前日に雪が降ったため窪地みたいな状態の所で雪が20~30cmありました。譲受人のKさんは、………という場所は現在畑として作っている所で、周りに電気柵がしてありました。もう一つの………という所ですが、ここの場所は………のお隣の田んぼが………ということになっておりまして、耕作のためと思うんですけど、二つの田んぼが一つの田んぼとして耕作されておりました。この場所は、耕地整備がされているため、境界は問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

伊那市西春近…番地…にお住まいのMさんが所有いたします、

大字伊那富^{ひなた}字日向…番…、地目は畑、面積14㎡および、

大字伊那富字日向…番…、地目は畑、面積156㎡および、

大字伊那富字日向…番…、地目は畑、面積134㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのNさんが譲り受けるものです。

譲渡人のMさんは町外にお住まいで、耕作予定もないことから、申請地の隣接地を耕作されている熊谷さんが無償で譲り受け、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は45アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件について、ご報告いたします。地図を見ていただくと3筆あります。ただ、非常に小さな畑、奇形の畑ということで、現状行ってみますと、地区で私たちが周辺道路の草刈り等をしておりますが、この辺はMさんが長年作っておられず、ずっと荒れた土地となっております。それを今度Nさんがということで、お話が出ておりました。以前も現地を確認しておりましたが、2月16日にも行政書士のLさん、福島会長と私で現地を立ち会っております。現地は地図のように、長年道路の脇ということで、特に問題はないかと思えます。ただ、ちょっと荒れた所なので、境界がはっきり確認できなかったということもありますが、この辺も耕地整備されており、座標軸は出ているということですので、特に問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。地図は6ページをご覧ください。

伊那市上牧^{かみまき}…番地…にお住まいのOさんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は畑、面積458㎡を、
神奈川県綾瀬市深谷中^{あやせしふかやなか}………にお住まいの P さんが取得するものです。

こちらは、昨年10月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人の O さんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は1アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村職務代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村職務代理>

説明させていただきます。この件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりでありまして、空き家バンクに付随した土地であります。それで、令和3年9月15日に Q の D さん、古村推進委員と私の3人で土地の方を立ち会いまして、境ははっきりしていましたし、水路もはっきりしていました。住宅の地続きとなっている所を畑として購入して耕作するというので、問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいの A さんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は田、面積855㎡および、

大字平出…番…、地目は田、面積101㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの B さんが取得し、貸駐車場とするための申請であります。

大字平出…番…については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者の有賀博一さんは、宅地分譲地として令和3年9月に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で分譲地が売却できるか懸念されておりました。今回は継承者である松澤さんが取得し、ご自

身が経営する C に大型自動車 9 台分の駐車場として貸したい計画であります。C は、自動車の新車、中古車販売及び買取等の業務を行っておりますが、駐車スペースが手狭になったため、近隣で探していたところ、申請地が最適であると判断し、今回の申請となりました。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては新村職務代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村職務代理>

説明させていただきます。ただ今の事務局の説明のとおりで、9月の農業委員会総会にかけた土地でありまして、(場所の説明)の道に面した土地であります。それで、A が土地を購入して宅地分譲をする予定であったのが、予定変更で B さんに買っていただいて、大型自動車の駐車場にするということでした。それで、……と……の間に1mほどの水路がありまして、そこを大型車が入り出すのが大変ということで、……から……に鉄板を渡して、そして大型車の出入口にしたいということで申請がありました。申請地付近は、宅地化されており問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいの D が所有いたします、

大字伊那富^{はやした}字林下…番…、地目は田、面積1342㎡を、

駒ヶ根市赤穂…番地…に所在する E が取得し、宅地分譲をするための申請であります。

譲渡人の瀧澤さんは、高齢のため申請地を維持管理していくことが困難となり、売却を考えておりました。

譲受人の E は、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、環境もよく利便性の良い申請地を宅地分譲用地として買い受け、4区画の宅地分譲地を新設したい計画であります。申請地は準工業地域と第2種中高層住居専用地域が混在する用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

また、申請地の一部には地役権が設定されていますが、地役権者である F からの同意書も添付されておりました。ちなみに、この場合の地役権とは、F の高圧送電線の安全確保のための送電^{そうでん}

線路敷設地役権のことであり、鉄塔が建っている土地に設定されている権利のことでです。

この件につきましては小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<小澤委員>

この件につきまして、私、野澤洋光推進委員、Dさんと不動産屋さんで立ち会いまして、この辺一帯は前もありましたが、(場所の説明)の所で、前回は配置図の左側の所もやっぱり不動産屋さんで立ち会った所ですので、杭等はしっかりしておりました。ただ、一点は今説明のとおり、Fの高圧線があり、私達も空を眺めて見た時に太い線が5、6本も通っている所なので、こんなでもよろしいのかなと考えさせられるような土地でしたけれども、不動産屋さんからしてみると、高圧線が通っている所のその分譲地については何らかの価値が付くのかという話をして来たんですけれど、杭についてはしっかりしておりましたので、ご審議お願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。地図は11ページを、配置図は12ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積409㎡を、

群馬県太田市西矢島町…番地… …号にお住まいのHさんが借り受け、住宅を新築するための申請であります。借受人のHさんは貸付人のGさんと親子であり、現在県外の社宅で生活していますが、近い内に県内営業所への配置転換があるため、実家近くの父所有農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地はIから300mの農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

こちらは農振農用地でありましたが。令和3年10月19日付けで農振除外の公告が済んでおります。また、J土地改良区からの同意書もいただいております。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

ご報告いたします。この件につきまして、2月12日にK行政書士、福島会長と私とで現地の立ち会いを行っております。事務局から報告があったとおり、この土地は今までお父さんが耕作していた

所を分筆して、息子さんに譲渡され、家を建てるということの案件になっています。地図をご覧のとおり、ここは土地改良がされて境界等も全てきれいにはっきりしている所であり、今回の分筆に際しても、杭打ちはしっかりされておりました。周辺については、東側が住宅地、北側は道路ということで、南側はお父さんがそのまま残った所を耕作されるということですので、特に問題はないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計30件、49筆、面積は54,513㎡、詳細は議案書の8ページ、9ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計2件、2筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書12ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と1筆、383㎡について5年10ヶ月の使用貸借権を、1筆、399㎡について5年10ヶ月の賃借権を設定するものです。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農地利用配分計画(案)について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画（案）については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく12ページをご覧ください。

Aへ1筆、383㎡について5年10ヶ月の使用貸借権を、Bへ1筆、399㎡について5年10ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とA、Bの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）ありがとうございました。

【議案第5号、非農地の承認について】

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

下高井郡木島平村大字穂高…番地にお住まいのAさんが所有いたします

大字横川字伊良沢^{いらざわ}…番…、地目は畑、面積33㎡および、

大字横川字伊良沢…番、地目は畑、面積115㎡および、

大字横川字伊良沢…番、地目は畑、面積66㎡および、

大字横川字伊良沢…番、地目は畑、面積33㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は申請者が相続する以前から山林となっており、場所も特定できない状態であることから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。地図は13ページにありますが、航空写真でも現地を確認することはできませんでしたので、大まかな位置を示しています。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員に現地付近をご確認いただいております。

<一ノ瀬委員>

2月18日に私、根橋推進と不動産のBさんと他1名で現地の確認をしたんですが、先ほどお話があったように、現地までは行けませんでした。というのはどういうことかと言いますと、もう既に山林となっておりますし、また当日は雪が降っていたということもありますが、それと航空写真での確認も非

常に厳しい所でありますけれども、ここであろうという所はもう山林で分け入って行く道もございません。非農地証明を発行することについては、特に問題はないのではないかなというふうに考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第6号、農業振興地域整備計画の軽微な変更について】

<山田事務局次長>

農業振興地域整備計画の軽微変更であります。こちらは軽微な変更ということで農振農用地からの除外ではなく用途の変更を行うものであります。

農振農用地の除外につきましては年に2回、農業振興地域整備促進協議会で審議しておりますが、農地法第4条の届出等軽微な変更に関する用途区分の変更に関しては、農業委員会で審議可能な案件とされております。農業振興地域整備促進協議会は、次回9月開催予定であります。申請者の利益を鑑み、本日の農業委員会総会にて、軽微変更の審議をしていただき、承認いただけましたら、次月の総会で農地法第4条の届出を報告事項とさせていただきます。

それでは申出の概要であります。地図は14ページをごらんください。

大字伊那富…番地にお住まいの A さん所有の大字伊那富字原田…番…、地目は田、面積771㎡のうち37㎡を農業用倉庫として利用するための申請です。先ほどの3条3番4番の申請地とも近く、利便性も良いことから、大型農業機械等を収納する倉庫の建設のため、用途変更を行うものでありますので、ご承認をお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<野澤典生推進委員>

確認なんです。この所は私もよく利用させていただいている B の所なんです。ここは地目が田になっていますが、現状はただの更地みたくて、柿の木がちよろちよろ植わってはいません。それで良いんでしょうか。どちらかというと、営利施設の駐車場になっています。

<事務局 小松>

私も最初違反転用かと思い指摘しようとしたんですけども、お話ししましたが、柿の木があると言われました。現況は田ではなく、この区分から選ぶとしましたら、畑になるかと思います。

<中村委員>

関連になるかどうか分からないんだけど、Bの用地は農業用施設になる？ここも、用途変更してあるかどうか確認してもらいたいと思う。前はしてなくて、Aさんに用途変更なりするように言ったんだけど、多分してないような気がするんだよね。きのこの方は、現在生産していないかもしれないけれど、これは農業施設になっていると思う。だけど、Bの方は農業用施設にはなっていないと思うので、ちょっと確認だけしてもらいたいと思います。

<事務局 小松>

かしこまりました。確認させていただきます。

<福島会長>

そのほか、ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手せず)。

<福島会長>

承認でよろしいでしょうか。

<小澤委員>

野澤洋光委員と印鑑を押すために場所見に行った時に、私もここは(地名)なのでよくは分からないんですけども、この場所については、Cとの境目に柿の木が植えられていて、そこから道の間にはBがあって、今回の3条に近い所の一段下になっている所にこの農機具置場小屋を建てたいという申請で、何年前にBができたのかはちょっと私も確認不足で分かりません。

<赤羽事務局長>

今回の申請自体は、まずは37㎡の農業用施設をお願いしたいということで、中村委員から言われた部分のことについては確認をして、出てなかったとすれば、遡りでも申請をしていただくことになりかと思いますが、今の地目の部分については訂正させていただいて、Aさんから申請のある37㎡について承認いただけるかどうか、お願いしたいと思います。

<福島会長>

課長の言われたとおりに審議していただき、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計1件、議案書の17ページの通りであります。

添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○農業者年金加入推進ニュースNo.11について(事務局 小松)

→配布資料に基づき説明。

○令和3年度えごまの栽培(まとめ)及び農地利用最適化推進委員長への管理謝礼について

(福島会長、事務局 小松)

→福島会長から古村推進委員長へ謝金をお渡しする。

→配布資料に基づき、事務局より今年度のえごま栽培について報告。

<根橋推進委員>

→成分検査について、どこまで公表できるのか、ぜひ良い成分を提出していただき、PRに使ってもらえばありがたいと思うし、公表できないようなら、現委員には成分検査表を送ってもらえたら嬉しい。

<事務局 小松>

→まだ成分検査実施の確約ができておらず申し訳ないが、企業支援室担当者から提案いただいたところで、可能であればAさんをお願いしたいと考えている。実施できた場合、公表可否の確認や公表不可の場合の委員への情報提供は承った。

○農地調整ハンドブック・農業委員会腕章・委員章・会服の回収について(事務局 小松)

→総会の前後に全委員から回収。

※次期も委員となる予定の方は、回収しないものも有り。

○委員任期3年間分の会費及び旅行積立の精算について(事務局 小松)

→委員任期満了慰労会と同日に、現金にて返金させていただく予定。

○委員任期満了慰労会について

→3月23日(水)17時30分開始、場所:たつのパークホテル、写真撮影予定

※同日16時から役場2階第6会議室にて、有機農業に係る研修会開催予定

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:4月6日(水) ※時間未定 役場第6会議室

(閉会)

どうもご審議ありがとうございました。これから農作業も始まり、大変忙しくなるかと思いますが、今月いっぱい任期がありますし、懇親会も予定されていますので、よろしく願いいたします。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印